

# 令和元年度財政健全化法にも基づく算定状況

## はじめに

令和元年度決算に基づく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による健全化判断比率及び第22条第2項の規定による資金不足比率に関して算定を行った。

## 1 健全化判断比率等の状況

(単位：%)

健全化判断比率				
年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
<b>令和元年度</b>	—	—	<b>9.5</b>	<b>77.6</b>
平成30年度	—	—	8.3	64.7
平成29年度	—	—	8.1	59.3
平成28年度	—	—	8.3	49.6
平成27年度	—	—	10.0	63.5
平成26年度	—	—	11.9	78.0
平成25年度	—	—	13.7	91.2
平成24年度	—	—	13.7	78.9
平成23年度	—	—	13.3	73.4
平成22年度	—	—	13.4	73.9
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(単位：%)

資金不足比率			
年度	水道事業会計	公共下水道事業 特別会計	農業集落排水事業 特別会計
<b>令和元年度</b>	—	—	—
平成30年度	—	—	—
平成29年度	—	—	—
平成28年度	—	—	—
平成27年度	—	—	—
平成26年度	—	—	—
平成25年度	—	—	—
平成24年度	—	—	—
平成23年度	—	—	—
平成22年度	—	—	—

\* 実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字の場合「—」で表示しています。

\* 実質公債費比率の数値は3ヶ年平均。

\* 資金不足比率は、資金不足がない場合「—」で表示しています。

## 2 健全化判断比率等算定（令和元年度）

実質公債費比率の構成要素

(単位：千円)

負債				
一般会計の起債償還に充当した一般財源	上下水道事業の起債償還のうち一般会計が負担した額	伊南行政組合・上伊那広域連合の起債のうち一般会計が負担した額	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金利子（基金の繰替運用除く）
476,441	293,937	34,382	14,845	0

—	災害復旧による基準財政需要額	起債のうち交付税対象額
	282,718	243,409

平成29年度 8.5  
平成30年度 9.4  
令和元年度 10.7

=

単年度

10.69

9.5

標準財政規模（税収入・地方交付税・臨時財政対策債）
3,271,430

—	災害復旧による基準財政需要額	起債のうち交付税対象額
	282,718	243,409

将来負担比率の構成要素

(単位：千円)

将来負担額							
一般会計の起債の残高	債務負担行為に基づく支出予定額	上下水道の起債償還のうち一般会計が負担する見込みのもの	伊南行政組合・上伊那広域連合の起債のうち一般会計が負担する見込みのもの	退職手当負担見込み額	土地開発公社への負担見込み額	第三セクターへの負担見込み額	伊南行政組合への赤字額負担見込み額
4,444,430	175,480	4,842,848	449,104	1,042,485	0	0	0

充当可能財源		
基金	負債に充当できる収入	起債のうち交付税対象見込み額
2,373,720	163,173	6,285,781

平成29年度 59.3  
平成30年度 65.1  
令和元年度

77.6

標準財政規模（税収入・地方交付税・臨時財政対策債）
3,271,430

—

災害復旧による基準財政需要額	起債のうち交付税対象額
282,718	243,409